

野菜価格安定対策事業を利用している生産者の皆様へ

平成 30 年 1 月版

◆ [収入保険の開始に伴う注意点について] ◆

収入保険の開始（平成 31 年 1 月～）により、収入減少を補てんする機能を有するセーフティネットの選択肢が増えます。

※ 収入保険への加入は、青色申告の税務申告実施者等であることが必要となります。

① 野菜価格安定対策事業と収入保険は同時利用できません。

事業名		収入保険との同時利用
指定野菜価格安定対策事業		× 不可
特定野菜等供給産地育成価格差補給事業		× 不可
秋田県園芸作物価格補償事業		× 不可
契約指定野菜安定供給事業	価格低落	× 不可
契約特定野菜等安定供給促進事業	出荷調整・数量確保	○ 可能
契約野菜収入確保モデル事業	収入補てん	× 不可
	出荷促進	○ 可能
	数量確保	生産者は対象ではない
緊急需給調整事業		○ 可能

② 野菜価格安定対策事業を利用している生産者で、収入保険に加入することを選択した場合には、野菜価格安定対策事業と同時利用をしないことを速やかに J A 等に申告してください。

連絡が無く、同時利用した場合には収入保険で保険金等を受け取れなくなる場合があります。

- 野菜価格安定対策事業の申込期限は、事業の種類、対象野菜、出荷時期ごとに異なる場合がありますのでご注意ください。
- このため、申込の取りまとめ時期も事業等により異なる場合がありますので、早めに J A 等にご確認ください。

Q : J Aに出荷していますが、個別に収入保険に加入することは出来ますか？

A : 可能です。野菜価格安定対策事業を利用するか、収入保険に加入するかは個人の判断で自由に選択できます。
ただし、同時利用をすることはできないので、収入保険に加入する場合は、これまで野菜価格安定対策事業で補給金を受け取っていたJ A等の機関に、野菜価格安定対策事業を同時利用しないことを忘れずに申告してください。

Q : 同時利用できないとは、こういった時期をもって判断されますか？

A : 「野菜価格安定対策事業を利用する出荷期間（補給金を受け取る対象となる出荷期間）」と「収入保険の保険期間」が重複するか、又は、しないか、によって判断されます。

なお、収入保険の保険期間は、生産者の方が個人の場合は1月～12月、法人の場合は事業年度となり、その加入申請期間は、保険期間の2～3カ月前となります。

Q : 委託生産者に補給金を支払った後に、当該生産者から収入保険に加入していた旨の申告がJ A等にあった場合どうなりますか？

A : 収入保険に加入した生産者が、野菜価格安定対策事業等も利用しており補給金を受け取った場合は、収入保険の保険資格者に該当しないこととなり、保険金等を受け取る事ができなくなりますのでご注意ください。